



意見書

経企第 2980 号
令和 2 年 2 月 28 日

電気通信紛争処理委員会
委員長 田村幸一 殿

郵便番号 100-6150
住 所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
名 称 株式会社NTTドコモ
氏 名 代表取締役社長 吉澤



令和 2 年 2 月 21 日付け「諮問第 11 号事案に係る意見提出についての依頼」
(電委第 8 号)について、別添のとおり意見を提出いたします。

目次

はじめに

1. 「裁定が求められている事項 1（金額の算定方法、課金方法、精算方法等の部分）」
（日本通信意見書 P. 1－P. 2）についての当社意見
2. 「裁定が求められている事項 1（音声サービスにかかる接続）」（日本通信意見書 P. 3）
についての当社意見

おわりに

はじめに

令和 2 年 2 月 4 日付け諮問第 11 号をもって総務大臣から電気通信紛争処理委員会に諮問された裁定案については、当社意見書（令和 2 年 2 月 18 日）に記載したとおり、電気通信事業法に具体的な法規範がない卸料金水準に関する個別事案の裁定において、考慮すべき事実を前提にしておらず、また、目的とその結論との間における検証や緻密な検討が行われていない。それにも関わらず、申請者である日本通信すら求めていなかった金額の算定方法等についてまで両当事者を羈束する条件を示しており、電気通信事業法が許容する裁定における要件を満たさず、また、裁量の範囲を逸脱した重大かつ明白な誤りある内容である。

裁定事項 1 については、当事者間において具体的な協議に至っていないのであるから、総務大臣の裁定を申請することができる場合（電気通信事業法第 35 条第 3 項、39 条）に該当せず、却下を求めるものである。仮に、裁定事項 1 について細目裁定を行う場合、少なくとも当社が意見書（令和 2 年 2 月 18 日 P.6）に提示したとおり個別の事案についての詳細な検討に基づく裁定内容とすることが妥当である。（当社はそのような検討に基づく卸料金水準に見直しを行う考えがある。）

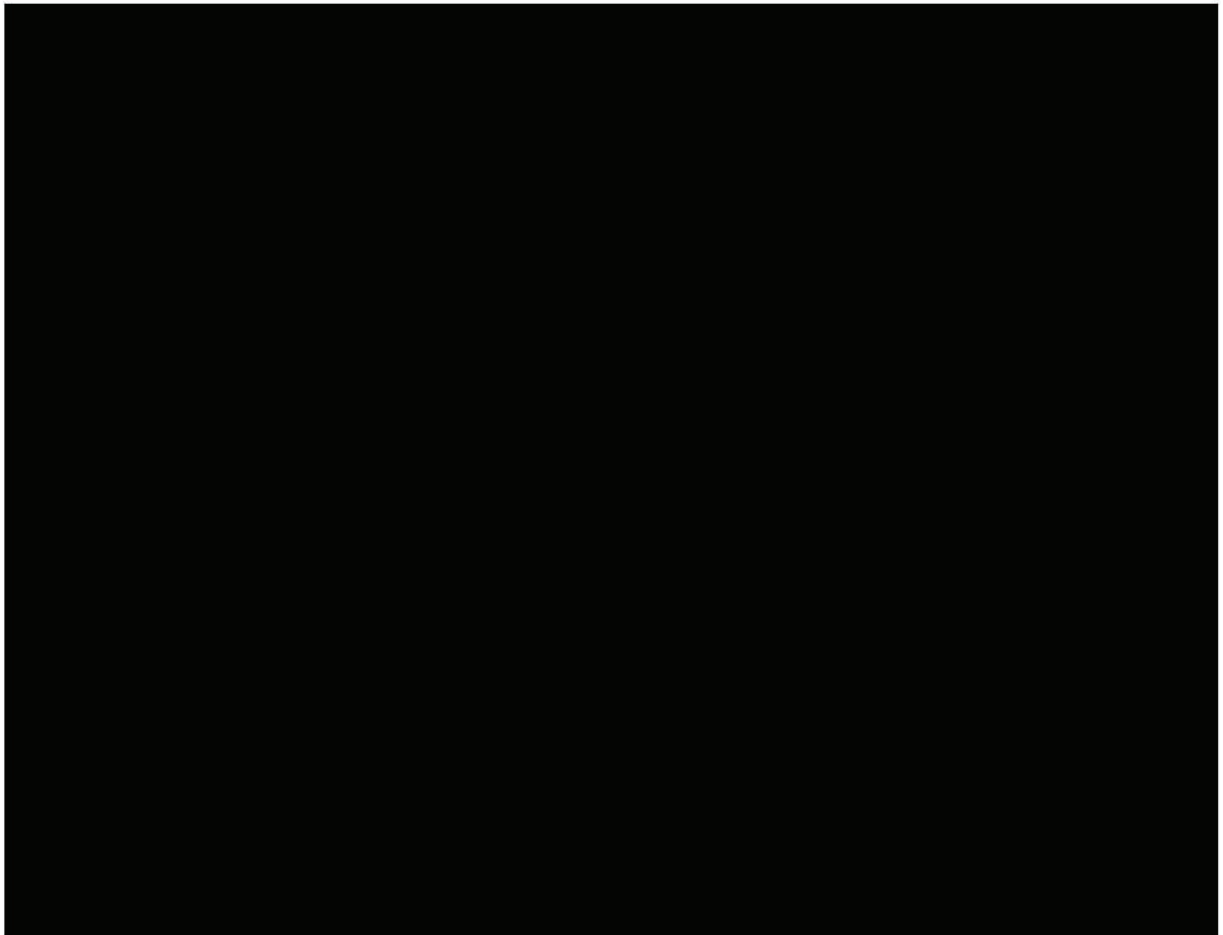
以上のとおり、裁定案については根本的に見直しが必要であると考えるが、本意見書においては、必要な限度において、日本通信の裁定案に対する意見書について、当社の考えを述べる。

1. 「裁定が求められている事項 1（金額の算定方法、課金方法、精算方法等の部分）」
（日本通信意見書 P. 1－P. 2）についての当社意見

日本通信の意見書における誤りについて、以下指摘する。

- （1）裁定案は、既存の当社システムでは対応できない内容である

日本通信は、意見書において「また、本件卸音声サービスを提供するに当たって、ドコモ側に必要な技術的な準備は、課金や請求に係るシステム上の計算式の簡単な変更とデータ修正のみであると考えられます。」（日本通信意見書 P. 2 23 行目）としているが、これは事実と異なる。本裁定案は、秒単位課金や毎年度の料金算定、更には実績の当年度に遡った精算が必要とするものであるが、これは既存の当社システムでは以下のとおり対応できない内容である。



- ① 当社の場合、「自社ユーザや卸契約者への料金請求」と「音声相互接続の精算（他事業者とネットワークを相互利用した分の精算）」で全く異なる設備・システムを利用している。

②「音声相互接続の精算」に用いられるシステムは、他事業者とのネットワーク相互利用に係る精算を目的としたものである。そのため、他事業者ユーザ間での音声通話（例えば、ドコモユーザが KDDI ユーザ宛てに電話をかけた場合）についてのみ、[REDACTED]において、通話先事業者別に秒単位で把握し、事業者間精算システムを用いて精算（前年度に遡った精算を含む）を行っている。つまり、他事業者のネットワークを利用しない音声通話（例えば、ドコモユーザがドコモユーザ宛てに電話をかけた場合、ドコモのネットワークのみを利用することとなる）について一切把握していないことから、そもそも「音声相互接続の精算」に用いられるシステムを、MVNO への料金請求に利用することはできない。

③他方、「自社ユーザや卸契約者への料金請求」に用いられるシステムは、[REDACTED]において全ての通話をユーザ別に把握し、ユーザに請求を行っている。現状において、当社は自社のユーザに対して「30 秒単位課金」で提供し「明細データについては 6 か月間保持」しており、MVNO ユーザに対しても同様のシステムを用いて卸提供を行っているのみである。

④以上のことから、裁定案に対応するためには、日本通信との卸契約のみのために、「自社ユーザや卸契約者への料金請求」に用いられるシステムの改修や、新たなシステム構築が必要となる。具体的には、膨大な明細データの中から日本通信ユーザに係る明細のみを抽出し長期間（当年度に遡り精算を行う場合、約 2 年間と想定）保持し精算するための専用システムを新たに開発・構築することや、秒課金に対応した新たな料金プログラムの開発を行うこととなる。このような対応を行うためには、相応の開発期間が必要となるため、「裁定を行った日から起算して 6 か月を超えない期間内に当該料金を設定」することや、「裁定を行った日まで遡及して精算」に対応することはできない。なお、開発期間をかけてシステム対応を行った場合であっても、開発に係る費用や毎年度の料金算定・精算を行う人員の稼働が必要となることを付言する。

（2）当事者間で具体的協議を行わずに裁定申請を行ったことは、裁定制度を濫用している

当社と日本通信の間では、裁定事項 1 に係る具体的な協議は行われておらず、具体的条件について当社に要望し検討を行った事実はない。

本来であれば、自由な合意に委ねられるべき卸契約に係る内容については、少なくとも具体的な料金水準と提供条件について、当事者間の協議が行われるべきである。すなわち、当社が意見書（令和 2 年 2 月 18 日 P. 6）に提示したとおり、日本通信が情報通信分野の一般的な販売費及び一般管理費をかけた上で自ら定額サービスを提供した場合に、当社の

「カケホーダイ」「カケホーダイライト」と競争可能かつ日本通信が利益を得ることができ卸料金水準について具体的に検討を行うことや、前述の課金・精算におけるシステム対応を含めた提供条件等については、少なくとも協議において検討が行われていることが、細目裁定の要件を満たす条件となるはずである。

日本通信は、意見書において、具体的な協議も一切行っていないばかりか、自らが裁定申請もしていなかった内容について、裁定内容に具体的記載を行うよう求めているが、これは、事業社間協議による合意を形成しないで済むよう、裁定制度を濫用していると言わざるを得ない。日本通信が、具体的な協議を行っていないことは、当社に確認したことがない細目について、「～考えられます」「～はずです」「～望んでいます」（日本通信意見書 P.2 23 行目以降）等、憶測を述べていることから明らかなである（そして、これらの憶測が誤りであることは上述のとおりである）。

なお付言すると、日本通信は意見書冒頭において、過去の経緯を縷々記載して当社を非難するが、その内容は事実と反するものである。当社としては、日本通信の当該主張は本裁定との関連性が乏しいため、逐一反論する必要を認めないものの、具体的根拠すら一切示すことなく、誤った事実関係のもとに当社を非難することで、いたずらに事業者間協議を否定するものであると言わざるを得ない。

2. 「裁定が求められている事項 1（音声サービスにかかる接続）」（日本通信意見書 P. 3）
についての当社意見

日本通信は、過去の接続協議において、協議項目として接続協定方式による音声サービスの実施を挙げながら、当社が解決策等の提案を行っているにも関わらず、具体的な協議に入ることなく、一方的に接続協議を打ち切っている。

また、日本通信は、「新たなサービスの出現など、付加価値の向上は容易には期待できない」（日本通信意見書 P. 3 7 行目）「中継事業への参入においても新たな付加価値の提供が求められることから、その参入目的が単に原価ベースの接続料金を仕入れるための、言わば、現行の接続制度を濫用するような目的であってはならないはずです。」（日本通信意見書 P. 3 9 行目）と意見するが、それは、現在音声接続において全ての事業者が音声交換機同士を接続している事実や、現に存在している中継事業者が自ら音声交換機を保持し、創意工夫をしている事実を、無視するものである。

つまり、日本通信は、接続事業者に求められるイノベーションを放棄し、何ら努力や設備投資をすることなく、単なる小売に過ぎない卸の形態において接続協定方式による料金（実際に、日本通信意見書 P. 2 において、電気通信事業法及び第二種指定電気通信設備接続料規則に定められた考え方・方法を本裁定において求めている）を求めているのである。

音声卸役務の料金を接続料金と同様の考えによるとした場合、MVNO 側で用意する必要がある設備費用の負担を MVNO が免れる結果となるが、ともすれば、法律上の根拠に基づいて料金水準が強制される相互接続よりも、本来は自由に設定できるはずの卸料金が低廉になるという逆転現象が生じることとなり、むしろ電気通信の健全な発達を阻害することとなりかねない。

音声接続の代替性が認められるかについては、「行政庁や行政庁の審議会等の有識者会議による判断」（当社からの裁定案に対する質問事項 5 に対する総務省回答参照）によって客観的に判断されるものとされていることから、音声接続を行い自ら創意工夫を行う意図がない日本通信に対しての詳細な反論は詳述を控えるが、当事者間で具体的な検討を行うことなく誤った見解に基づく一方的な主張を行うことは、裁定制度を濫用していることに他ならないと言ふべきである。

おわりに

日本通信の意見書においては、二当事者間において具体的な協議を行っていない内容について詳細に裁定を行うよう求めているが（前述のとおり、その条件は一方当事者である当社が既存システムでは対応できない不合理なものである）、これは、日本通信が裁定手続きを濫用し、事業者間協議による合意を行う意図がないことを如実に顕しており、当事者間で具体的な協議が行われていないことの証左である。

裁定案は、電気通信事業法に具体的な法規範がない卸料金水準に関する個別事案の裁定において、考慮すべき事実を前提にしておらず、また、目的とその結論との間における検証や緻密な検討が行われていない。それにも関わらず、申請者である日本通信すら求めていなかった金額の算定方法等についてまで両当事者を羈束する条件を示しており、電気通信事業法が許容する裁定における要件を満たさず、また、裁量の範囲を逸脱した重大かつ明白な誤りある内容である。

裁定事項1については、当事者間において具体的な協議に至っていないのであるから、総務大臣の裁定を申請することができる場合（電気通信事業法第35条第3項、39条）に該当せず、却下を求めるものである。仮に、裁定事項1について細目裁定を行う場合、少なくとも当社が意見書（令和2年2月18日 P.6）に提示したとおり個別の事案についての詳細な検討に基づく裁定内容とすることが妥当である。（当社はそのような検討に基づく卸料金水準に見直しを行う考えがある。）

本裁定にあたっては、当事者間の協議経緯等事実を照らし、適切な判断が下されることを切に期待するものである。

以上